

特定個人情報保護評価に関する規則の改正等について

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「整備法」という。）の一部が令和 4 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則の改正等を行いましたので、お知らせいたします。主な変更点は下記のとおりです。

記

整備法の一部施行により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正されたこと等に伴い、

- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）
- ・ 特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）
- ・ 特定個人情報保護評価指針の解説（別添資料を含む。）

のうち、改正等のあった法令を引用している部分について、必要な改正等を行いました。※

※ 特定個人情報保護評価に関する規則については、特定個人情報保護評価に関する規則等の一部を改正する規則（令和 4 年個人情報保護委員会規則第 3 号）により、特定個人情報保護評価指針については、特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（令和 4 年個人情報保護委員会告示第 3 号）により改正（いずれも令和 4 年 4 月 1 日施行）。